

## 平成 20 年度実証機関への申請機関の審査について

平成 20 年度実証機関については、第 3 回 WG において、宮城県から延長申請があり、了承されたところ。このたび、3 県市から申請・通知があった。

- ・ 兵庫県：前年度までに実証機関としてモデル事業に参画した実績のある機関は、「環境技術実証事業実施要領（暫定版）」において、WG での検討を省略し、予算の範囲内において、引き続き実証機関として選定可能とされている。
- ・ 三重県、呉市：新規申請。今回の WG において審査を行うものとする。

### 平成 20 年度環境技術実証事業実施要領（暫定版）抜粋

#### 第 1 部 国負担体制による実施方法

#### 第 4 章 実証機関の選定

##### 1. 実証機関の選定の手続き

- (1) 環境省は、対象技術分野毎に、分野別 WG で検討の上、地方公共団体並びに民法第 34 の規定に基づき設定された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集する。なお、その必要がある場合には、環境省が自ら実証機関となることができるが、その際、関係する機関の応募意志を阻害しないことを前提とする。
- (2) 実証機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
- (3) 環境省は、(2) の申請を受け、2. の観点を検討し、分野別 WG での検討も踏まえつつ、予算の範囲内において、実証機関を選定する。実証機関の選定結果については、実証事業検討会に報告することとする。
- (4) 環境省は、(3) で選定した実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、第 1 部第 7 章の規定に従い、実証を行う。

前年度までに実証機関としてモデル事業に参画した実績のある機関が、同じ技術分野について引き続き実証機関となることを希望する場合、当該機関は、(1) の募集期間内にその旨を書面にて環境省に通知することをもって、(2) の申請に代えることができる。環境省は、この通知を受けた場合には、当該機関に関する(3)の過程を省略し、予算の範囲内において、引き続き実証機関として選定することができる。